

(説明資料)

# ボトルネック設備及びNTTグループドミナنسの問題への対応について

Ubiquitous Solution Company

**KDDI CORPORATION**



平成20年4月4日  
KDDI株式会社

# 目次

---

1. 自由競争と公正競争ルール	- - - P 2
2. NTTの市場支配力の源泉	- - - P 3
(1) NTT市場支配力の源泉	
ボトルネック設備(固定系加入者回線)	
持株会社体制によるグループ一体経営	
(2) NTT再編成の趣旨の没却	
3. 現行制度の評価と残課題	- - - P 4
(1) 現行接続ルール(第一種指定電気通信設備制度)とNGN接続ルール	
現行接続ルール(第一種指定電気通信設備制度)	
NGN接続ルール	
(2) NTTグループ連携、NTT東・西の営業活動・事業領域に関するルール	- - - P 5
競争セーフガード制度とNTT東・西に対する行政指導	
NTT東・西の事業領域拡大(活用業務認可)における認可条件	
4. 2010年に向けて	- - - P 6

# 1. 自由競争と公正競争ルール

自由な経済活動・商取引を通じた自由競争が基本。

規制緩和による

- ・自由競争の促進と市場の活性化
- ・お客様選択肢の拡大
- ・規制コストの低減

を通じて、利用者利便の最大化を実現（原則、最小限の事後規制で十分）。

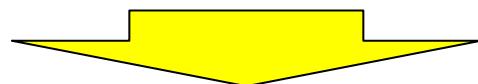
しかしながら、電気通信産業は、国営／公社といった体制からスタートした歴史。

競争原理が機能しない領域が存在。



アクセス回線に必要な設備 = 管路、電柱、局舎、メタル・光ファイバ  
【参考1】

加入電話の顧客情報



公正競争を確保するための一定のルールが必要。【参考2】

## 2. NTTの市場支配力の源泉

### (1) NTTの市場支配力の源泉

#### ボトルネック設備(固定系アクセス回線)

公社時代に国民の負担で構築されたボトルネック設備と一体として構築されるアクセス回線

NTT東・西自身と他の競争事業者が同等の条件で公平に利用できるための接続ルールの必要性( P 4 )

#### 持株会社体制によるグループ一体経営

ボトルネック設備保有の優位性・市場支配力を電気通信市場全般に波及させるグループ連携戦略

NTT東・西の業務領域拡大 + NTTグループ各社の連携強化により、独占体制へ回帰( P 5 )

### (2) NTT再編成の趣旨の没却

1999年のNTT再編成は、ボトルネック設備保有の優位性による公正競争上の問題を解消するために実施。

IP化の進展等に伴うNTT東・西による事業領域の拡大(活用業務認可)

販売子会社、代理店を含むグループ連携戦略による実質的な一体経営



再編成の趣旨が没却

### 3. 現行制度の評価と残課題(1/2)

#### (1) 現行接続ルール(第一種指定電気通信設備制度)とNGN接続ルール

##### 現行接続ルール(第一種指定電気通信設備制度)

NTT東・西のボトルネック設備と一体として構築される指定電気通信設備に対する開放ルール

###### 効用・評価

- ・アンバンドル義務やコロケーションルール等、累次の設備開放ルールの整備により、一定程度オーブン化は実現。

###### 残課題

- ・NTT東・西と競争事業者との間の「手続きの同等性」は実現されていない。【参考3】
- ・ボトルネック設備(管路・電柱・局舎・メタル・光ファイバ)保有に伴う加入者情報(設備情報、契約者情報)利用面での優位性あり。

##### NGN接続ルール(情報通信審議会答申:平成20年3月27日)

NTT東・西が構築する次世代ネットワークに対する開放ルール

###### 効用・評価

- ・IP電話を含むNGNは、「指定電気通信設備」として指定すべきとされ、制度的な枠組みの方向性が示された。

###### 残課題

- ・NGNとお客様とを結ぶNTT東・西の光ファイバ(シェアド・アクセス)の公正競争確保のための開放は不十分(一分岐単位の接続料の設定等については、継続検討。)

現行の接続ルールで解消されない問題は、メタルから光ファイバへの移行に伴っても持ち越される。

今後はトリプルプレイやFMCといった新サービスの提供においてもNTT東・西利用部門の競争優位性が影響。

**抜本的措置:** 市場支配力の源泉となるボトルネック設備を保有するアクセス部門の分離が必要。

### 3. 現行制度の評価と残課題(2/2)

#### (2) NTTグループ連携、NTT東・西の営業活動・事業領域に関するルール

##### 競争セーフガード制度とNTT東・西に対する行政指導

NTTドコモの分離、NTT再編成等に際してNTT東・西に課された公正競争要件の実効性の検証

###### 効用・評価

###### 【NTT東・西自身及び子会社に対する行政指導】

・NTT東・西が遵守すべき公正競争ルールを、子会社にも適用して運用するための措置をとり、総務省へ報告するよう要請。【参考4】

(例) NTTコミュニケーションズのインターネット接続サービス(OCN)の優遇禁止等

###### 残課題

・NTTグループ連携の他の問題事例については、「引き続き注視する事項」とされる等、検証が不十分。【参考4】

- 【例】- ドコモの販売代理店における携帯電話端末とフレッツサービスのセット販売
- NTT東・西の法人営業のNTTコムへの集約(NTTグループ内顧客情報共有)

##### NTT東・西の事業領域拡大(活用業務)における認可条件

###### 公正競争に支障を及ぼすおそれの評価

###### 効用・評価

・認可条件(加入電話契約者情報を利用した活用業務の営業の禁止等)を付すことにより、公正競争に支障を及ぼすおそれは、一定程度低減。【参考5】

###### 残課題

- ・そもそも競争上優位なNTT東・西は、アクセス分離等の抜本的措置を講じることなく事業領域を拡大すべきでない。
- ・NTT東・西自身の公正競争確保のための措置に対する検証体制が欠如しており、認可時の審査が不十分。
- ・認可条件の履行の検証が不十分。【参考3】

NTT再編成の趣旨に逆行してグループ一体経営を標榜するNTTは、グループ連携を益々強化する動き。

抜本的措置: 独占回帰の弊害を除去するには、持株会社体制の廃止による完全資本分離が必要。

# 4.2010年に向けて

## NTTの在り方

通信・放送の在り方に関する政府与党合意(平成18年6月20日)

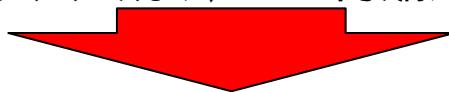
<抜粋>

### 通信関連

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

NTTは中期経営戦略の推進を通じて、グループ市場支配力を強化。

NTT東・西は、事業領域拡大を続け、NTT再編成の趣旨が形骸化。

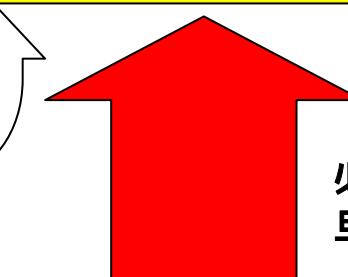


2010年までにNTTグループによる市場支配の盤石化が進行

現行の接続ルールの効果には限界あり

接続ルールの見直しによる追加的措置

競争セーフガード制度の運用を通じた追加的措置



必要なアクションは、  
早期の抜本的措置

持株会社体制の廃止による完全資本分離

NTT東・西のアクセス部門の分離

情報通信審議会情報通信政策部会  
<通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会>  
(平成20年2月25日～)

・現行9つの法律を、情報通信法(仮称)に一本化  
2010年の通常国会への法案提出

NTT法?